がんばろう石巻



最も必要とされている身近な情報を、ラジオから発信!

スタジオ **4**月 14 \Box 俳優の渡辺謙さんを迎えて放送 (\pm) 市役所4階臨時サテライ



▲「ラジオ石巻」の愛称で親しまれるFM局「石巻コミュニティ放送」が、震災 以来、被災された方々の安否確認やライフラインの復旧状況など、市民の皆さま が最も必要とされている身近な情報を発信していただいています。



市役所の開庁

4月29日(金)から5月5日(木)までのゴールデンウィーク期間中、市役所 (総合支所含む)は、午前8時30分から午後5時まで業務を行っています。 ただし、4月29日(金)と30日(土)の2日間は、電算システム復旧作業の ため、戸籍・住民票等市民課業務、国民健康保険・後期高齢者医療・国民 年金業務、災害弔慰金等福祉業務、り災証明書等発行業務などの窓口業 務は、受け付けができませんのでご注意ください。

皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

市民課窓口の開庁 住民票、戸籍証明書、印鑑証明書など

受付時間 午前9時~午後5時

> (当分の間、毎日受付 ただし、4月29日・30日は受け付けできません) ※なお、臨時運行の仮ナンバーの交付は平日のみとなります。

受付場所 市役所 2 階市民課、河北総合支所、河南総合支所、

桃生総合支所、蛇田支所

戸籍謄本など戸籍の証明書

現在、死亡届が多数にのぼるため、戸籍記載に2~3週間かかります。 各種申請手続きに必要な戸籍の証明書については、事前に交付ができる か確認の上、ご来庁ください。

災害に関係する住民票の請求

災害に関係する市の支援制度の各種申請には、本人確認が必要な場合 を除き、住民票は必要ありません。

宿直室による夜間および閉庁日の戸籍届出と火葬予約

夜間や閉庁日の戸籍届出および火葬の予約は、市役所1階 夜間休日窓 口の宿直室で受け付けします。

平日の夜間 午後7時~翌日午前8時30分 戸籍届出受付時間 閉庁日 終日

火葬の予約受付時間(病気で死亡された方のみが対象となります) 夜間 午後7時~翌日午前8時30分

火葬予約

石巻斎場(☎96-4850) 午前8時30分~午後7時 友引以外の日 友引の日 市役所 3 階 環境課 午前8時30分~午後7時

仮埋葬の手続き 市役所3階環境課 午前8時30分~午後5時

仮埋葬の手続きをされた方へ

災害による仮埋葬をされた方で死亡届をまだ出されていない方は、市民課 に死亡届出をお願いします。

間 市民課(内線 2313)・環境課(3367)

市報いしのまき 号外 平成23年4月27日発行 編集/発行 石巻市企画部秘書広報課 🖾95-1111

〒986-8501 宮城県石巻市穀町 14-1

ホームページ http://www.city.ishinomaki.lg.jp/

ispubinfo@city.ishinomaki.lg.jp

被災状況 (4月 20 日 8:00 現在 行方不明数は4月4日現在)

死 者	行方不明	避難者	避難所
2,813 人	2,770 人	11,932 人	118 力所

参考 人口 162,822 人 世帯 60,928 世帯 (平成 23 年 2 月末現在)

震災後の市民サービスに関するお問い合わせは

市災害情報ダイヤル 20225-95-1112

受付時間 午前8時30分~午後7時

|高潮による浸水・冠水被害に十分な注意をお願いします|

東日本震災により地盤沈下した沿岸部や旧北上川沿いで「冠水被害」が 多発しています。

高潮による浸水や冠水に十分な注意が必要です。特に、渡波、湊、南浜、 門脇などの各地区は、冠水被害が継続して起こる恐れがあります。

これらの地域にお住まいの皆さまには、ご自身の身を守ることを最優先し、 安全な場所に移動するなど、危険な地域に近づかないようにお願いします。

間災害対策本部

国民健康保険の資格取得、喪失などの受付

受付時間 午前9時~午後5時

(当分の間、毎日受付 ただし、4月29日・30日は受け付けできません) (※後期高齢者医療の各種証の交付は、土日・祝日は取り扱いできません)

再交付できる証

【国民健康保険関係】 被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証 限度額適用•標準負担額減額認定証、標準負担 額減額認定証、特定疾病療養受療証

【子ども医療費受給者証】 子ども医療費受給者証

【後期高齢者医療関係】 被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証

受付場所 市役所 2 階 保険年金課、河北総合支所、河南総合支所、 桃生総合支所、蛇田支所

申請者 ・世帯主および同世帯員の方

・別世帯の方(代理申請)※同じ住所地でも、世帯が別であれば代理人 申請となりますので、必要書類が異なります。

◇郵送申請もできますので、お問い合わせください。

(※ただし、代理人による郵送申請は受け付けしていません)

必要書類

①世帯主および同世帯員の方

・印鑑(認印可)・身分証明書(顔写真付きの公的証明書:運転免許証 パスポート、住基カードなど)

※顔写真付きの証明書がない場合は、年金証書、年金手帳、前期高齢 受給者証、介護保険被保険者証、公共料金の領収証、各種資格免許状 などを2つ以上持参してください。1つしかない場合、または身分証明書が ない場合は、窓口で相談願います。

②別世帯の方(代理申請)

・印鑑(認印可)・代理人の身分証明書 および委任状(※持参できない場合は再交付 できませんので、ご了承願います。)

※5月までの診療については、 保険証がなくとも受診できます。 (負担割合については、事前に 病院にお問い合わせください)

保険年金課(内線 2343・2344・2347・2348・2352・2353)

児童扶養手当

災害等に係る所得制限の特例措置(適用期間:平成23年3月~平成24年7月) 今回の災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以 上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当につい ては、その損害を受けた年の前年または前々年の所得による支給制限を解除す る特例措置があり、所得にかかわらず児童扶養手当を支給します。

ただし、災害を受けた年の所得が法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例の対象となった期間に支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなりますのでご注意願います。

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

対象者 現在所得制限により一部支給停止・全部停止になっている方または 支給要件に該当しながら未申請の方で下記に該当する方

・震災により受給者、扶養義務者が所有する住家が全壊・半壊・流失した方 および家財等または主たる生業の維持に供する田畑、宅地、住宅でない建 物、その他財産(事業の資産)に損害を受けた方

受付時間 午前9時~午後5時

(当分の間、毎日受付 ただし、4月29日・30日は受け付けできません)

受付場所 市役所 2 階 子育て支援課、河北総合支所、河南総合支所、 桃生総合支所

持参するもの

- ①全部停止や減額されている方
 - ・被害金額が確認できるもの(り災証明書や被災証明書の写しなど) ※別途確認の書類が必要になる場合があります。
- ②新規で認定請求される方
- ・戸籍謄本・住民票(世帯全員分)・健康保険証・印鑑・年金手帳・金融機関 の預金通帳など 問 子育て支援課(内線 2514)

災害弔慰金

対象世帯 震災により死亡した方(行方不明者を含む)で、被害を受けた当時、 石巻市に住所を有していた方のご遺族が対象となります。

遺族の範囲・順位 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 ※行方不明の場合は、災害のやんだ後3カ月を経過してから手続きができます。

甲慰金の支給額 生計を主として維持していた場合 500万円 その他の場合 250万円

必要書類等 ①災害弔慰金支給調査票(各受付窓口で配付)

②死亡診断書(検案書)等の写し

③支給対象者の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等)

④戸籍謄本(支給対象者の戸籍謄本)

⑤振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、支店名、預金種目、 口座番号の記載があるもの)

受付時間 午前9時~午後4時30分

(当分の間、毎日受付 ただし、4月29日・30日は受け付けできません)

受付場所 市役所3階多目的ホール、河北総合支所、河南総合支所、

桃生総合支所

間 福祉総務課(内線 2452・2454)

被災された労働者・事業主の皆さまへ

労働者の方へ・・・・働いていた事業所が直接的な震災被害を受け、休業を余儀なくされ賃金を受け取れないなど、一定の要件を満たす場合、実際に離職していなくとも、 特例的に雇用保険の失業給付を受給することができます。

事業主の方へ・・・震災に伴う経済上の理由で、従業員を休業させ、休業手当を支払 う場合、雇用調整助成金の助成を受けることができます。

※詳しくは、お問い合わせください。

問 ハローワーク石巻 2595-0158

市役所臨時駐車場の開設 次の民間駐車場を市役所駐車場として開設すること になりましたので、ご利用願います。

利用時間 午前8時~ 午後5時

駐車場 駅前カープラザ 駅前市役所東側 54台

イーケーパーキング 立町通り(旧エンドーチェーン跡) 54 台 リオモールパーキング 立町通り(旧フジボウル跡) 37 台

注意 市役所を利用される方の駐車場となります。パイロンで区分された区画への 駐車はご遠慮願います。 問 管財課 (内線 4088)

|被災証明書・り災証明書の発行|

「被災証明書」~被災した事実を証明するもので、住家以外が対象となります。 「り災証明書」~住家の被災程度を証明するもので、市が被災家屋調査を行い、 その確認した事実に基づき発行する証明書です。

(※貸家所有者、法人等分についても発行しています)

受付時間 午前9時~午後4時 30 分

(当分の間、毎日受付 ただし、4月29日・30日は受け付けできません)

受付場所 市役所3階多目的ホール、河北総合支所、雄勝総合支所 河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所(にっこりサンパ ーククラブハウス内)、牡鹿総合支所、渡波支所、稲井支所(稲 井公民館内)、荻浜支所(荻浜中学校内)

> ※蛇田支所は都合により受け付けできませんが、申請用紙の配布 を行っています。

※本庁舎の整理券配布 当分の間、混雑解消のため整理券を配布します。 「配布場所」市役所 1 階北口

[配布時間] 午前8時~ ※整理券が無くなり次第終了となります。

申請に必要なもの

- ①印鑑(認印で可) ②本人確認資料(自動車運転免許証など)
- ③本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状
- ④被災写真(2~3枚程度) ⑤カメラの流出などで記録手段のない方は、スケッチや記録メモなどでも可能 ⑥すでに修繕を開始している方は修繕見積書*印鑑、確認資料、写真などが無い場合は、その旨申し出願います

郵送受付 郵送による申請受付も行います。

※可能な限り被害状況の分かる写真等を同封願います。 申請書は市ホームページからダウンロードできます。

宛先 〒986-8501[住所不要]石巻市役所り災証明郵便発行係

問 防災対策課 (内線 4155・4156)

被災者生活再建支援制度

被災された皆さまの生活再建を支援するための制度です。

対象者 (1) 住宅が全壊した世帯

- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

受付時間 午前9時~午後4時30分

(当分の間、毎日受付 ただし、4月29日・30日は受け付けできません)

受付場所 市役所3階多目的ホール、河北総合支所、河南総合支所、 桃生総合支所

支援金の支給額 ~ 住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の 再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。

- (1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)
- ·全壊 100 万円(75 万円)·解体 100 万円(75 万円)
- •大規模半壊 50 万円(37.5 万円)
- (2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)
- ·建設、購入 200 万円(150 万円)·補修 100 万円(75 万円)
- •賃借(公営住宅以外)50 万円(37.5 万円)

※()内の金額 世帯人数が1人の場合は、各該当する金額の3/4の額となります。

必要書類等

(1) 基礎支援金

①り災証明書

- ②預金通帳の写し(申請者(世帯主)の名義、銀行名、支店名、預金種目、 口座番号の記載があるもの)
- ③「半壊」または「大規模半壊」の「り災証明」を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」

(2) 加算支援金

上記の必要書類のほかに、住宅を建設、購入、賃借および補修するときの 契約書等の写し

間 福祉総務課(内線 2457)